



申請が必要だよ!

うるま市子育て応援給付金の申請受付について

妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援と、
妊婦・子育て世代の経済的負担軽減のため令和5年3月1日よりスタートしました。

1. 給付対象者

子育て応援給付金（令和4年4月1日以降出生の子一人につき5万円）

- ① うるま市に住民登録のある、令和4年4月1日以降に出生した子の養育者
- ② 他自治体で同給付金の支給を受けていない方

※出産後、申請前に対象のお子さんがお亡くなりになられた場合も給付対象となります



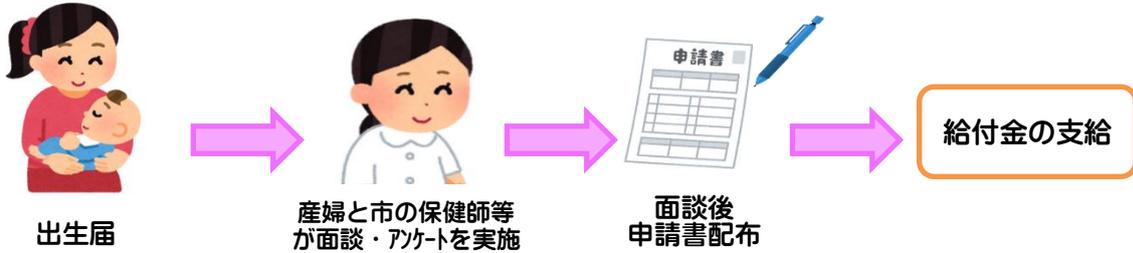
例) 令和4年4月1日に双子を出産した場合
出産応援給付金5万円 + 子育て応援給付金10万円(5万円×2人分) = 15万円

2. 手続きの方法

給付を受けるには申請が必要です。下記(3)必要書類の①～④を提出ください。

給付を辞退する場合は、下記(3)必要書類の①をご記入の上、提出ください。

(1) 手続きの流れ(原則)



(2) 必要書類配布時期・申請期限

※面談は、原則産婦が対象となります。

	妊娠届 出産日(予定日)	子育て応援給付金 (5万円)	申請期限
対象者	令和5年3月以降 に出生した子を養 育している方(原 則産婦)	出産後に役所窓口による助産 師等との面談・アンケートの実施後 に申請書をお渡しします。	出生届提出～ 生後4か月まで

(3) 必要書類(郵送または、窓口にて提出ください。)

- ① うるま市子育て応援給付金申請書兼請求書
- ② 申請者の身分が確認できるものの写し
※原則顔写真付きのもの1つ(運転免許証・マイナンバーカード等)
※顔写真無しの場合は2つ以上(保険証・住民票等)
- ③ 振込先口座番号の確認ができるものの写し
※通帳またはキャッシュカード等の写し
- ④ アンケート用紙(回答)



※申請書提出後(書類不備がない場合)約1カ月後に指定口座へ振込となります。

【お問合せ】 ☎904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市役所 子育て包括支援課(東棟2階⑥・⑦窓口)
TEL: (098) 923-7609



よくあるご質問



Q：面談は必ず必要ですか。

A：面談は給付要件となっております。

Q：所得制限はありますか

A：所得制限はありません。

Q：申請者（養育者）は父親と母親どちらになりますか。

A：面談対象者は、産婦となるので原則申請者も母親となりますが、面談に父親も同席した場合は父親名義での申請も可能です。ただし、重複申請はできません。

Q：面談前に転出した（する）場合はどの市町村で申請しますか。

A：転出先で申請となります。

Q：給付金申請者とは別名義の口座へ振込することは可能ですか。

A：原則申請者と振込口座名義人は同一となります。やむ得ず、別名義の口座へ振込希望をされる場合は、別途委任状の提出が必要となります。

Q：面談後に転出した（する）場合はどの市町村で申請しますか。

A：その場合は、希望に応じてうるま市もしくは転出先市町村のどちらか一方で申請可能です。転出先市町村で申請する場合は、再度面談が必要です。

Q：うるま市に転入した（する）場合はどの市町村で申請しますか。

A：転入者へ通知書を送付予定です。ただし、転入元市町村で同一の理由による給付を受けている方は対象外となります。市町村によっては、電子クーポン等の給付を実施している場合もありますのでご注意ください。転入後通知が届かない場合は、直接お問い合わせください。

Q：DV等によりうるま市から住所変更せず市外へ避難している場合の申請先はどこになりますか。

A：避難先の市町村で面談を受けた場合、避難先市町村で申請が可能です。詳細は、うるま市もしくは避難先市町村へお問い合わせください。

Q：うるま市職員を名乗る人から電話連絡がありました。

A：提出された申請書に不備がある場合は、申請書記載の連絡先へご連絡することがあります。しかし、振込手数料の振込やATMの操作を依頼することはありません。不審に感じた場合は、役所か警察へご連絡ください。